

群馬地方最低賃金審議会の傍聴にあたっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入らないでください。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真、動画撮影、音声録音等はできません。
- 4 審議の妨げとなるような行為はしないでください。
- 5 審議における発言に対し、賛否を表明する言動や拍手等の行為をしないでください。
- 6 プラカード、旗、旗竿、横断幕、拡声器等、審議を妨げるおそれのあるものは会場へ持ち込まないでください。
- 7 ヘルメット、鉢巻、ゼッケン、腕章等は着用しないでください。
- 8 銃刀類、引火性の物等の危険物、その他危害を及ぼすおそれのある物は持ち込めません。また、酒気を帯びている方、粗暴な振る舞いをする方、審議会の秩序を乱すおそれのある方は、傍聴することはできません。
- 9 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 10 各事項に反する行為があった場合、事務局が審議の妨げとなる行為と判断した場合、事務局職員の指示に従わない場合は、会場から退室いただきます。